明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（七九）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（法律第七九号）（内閣府本府）

1　令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等

(一)　定義

この法律において「令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和四年九月二〇日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいうこととした。（第一条関係）

(二)　権利の差押え等の禁止

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第二条第一項関係）

(三)　金銭の差押えの禁止

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととした。（第二条第二項関係）

(四)　非課税

租税その他の公課は、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないこととした。（第三条関係）

2　施行期日等

(一)　経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても適用することとした。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。